

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

占用物件			単位		占用料							
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	所在地									
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地					
一本に	一本に	一本に	一、六〇〇	六六〇	四四〇	三五〇	三〇〇	三、三〇〇	四〇〇	九二〇	七三〇	六三〇

占用面	年 つき 一個に	路上に設ける変 压器	線その他の線類	地下に設ける電 線	類	上空に設ける線 共架電線その他	その他の柱類	第一種電話柱			
								年 つき	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類
	一、四〇〇	八	一四			一四〇	三、一〇〇	二、三〇〇	一、四〇〇		
	五八〇	四	六			五九	一、三〇〇	九五〇	五九〇		
	三九〇	二	四			四〇	八七〇	六三〇	四〇〇		
	三一〇	二	三			三三	六九〇	五〇〇	三二〇		
	二七〇	二	三			二七	六〇〇	四四〇	二七〇		

			法第三 十二条 第一項 第一号 に掲げ る工作 物		
			地下に設ける変 圧器	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	郵便差出箱及び 信書便差出箱
積一平	方メー	年	積一平	方メー	年
トルに	つき一	一個に	トルに	つき一	表示面
方メー	積一平	方メー	積一平	方メー	方メー
八五〇	一九、〇〇	二、八〇〇	一、二〇〇	一九、〇〇	一九、〇〇
三五〇		一、二〇〇	五〇〇		
二四〇		七九〇	三三〇		
一九〇		六三〇	二七〇		
一六〇		五四〇	二三〇		

外径が〇・〇七	もの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	その他のもの			広告塔		
			年	つき	トルに	年	つき	トルに
				二、八〇〇				〇
		五九		一、二〇〇				三、八〇〇
		二五		七九〇				一、七〇〇
		一七		六三〇				九六〇
		一三		五四〇				六七〇
		一一						

第一項	第十二条	法第三	
メートル以上〇・ メートル以上〇・二メ	満のもの ・二メートル未	満のもの 一五メートル未	満のもの ・一メートル未
メートル	長さ一		
	一七〇	一三〇	八五
	七一	五三	三五
	四七	三六	二四
	三八	二八	一九
	三三	二四	一六

第二号 に掲げ る物件		ルにつ き一年	
三メートル未満 のもの	外径が〇・三メ ートル以上〇・ 四メートル未満 のもの	外径が〇・四メ ートル以上〇・ 七メートル未満 のもの	外径が〇・七メ ートル以上一メ ートル未満のも
二五〇	三四〇	五九〇	八五〇
一一〇	一四〇	二五〇	三五〇
七一	九五	一七〇	二四〇
五七	七六	一三〇	一九〇
四九	六五	一一〇	一六〇

第一項	法第三十二條			地下街及び地		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	設 法第三十二條第一項第三 号及び第四号に掲げる施	の 外径が一メートル以上のもの	
	下室	及び地	地下街	階数が	一のもの						二のもの
トルに方メー積一平占用面											
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			二、八〇〇	一、七〇〇				
						一、二〇〇	七一〇				
						七九〇	四七〇				
						六三〇	三八〇				
						五四〇	三三〇				

第一項	第十二条	法第三	第五号			に掲げ	る施設						
			路	地下に設ける通	路			上空に設ける通					
	るもの	、一時的に設け	他の催しに際し	祭礼、縁日その	積一平	占用面	その他のもの	路	地下に設ける通	路	上空に設ける通	三以上	のもの
日	つき一	トルに	方メー	積一平	占用面							年	つき一
	一九〇						二、八〇〇	五、八〇〇	九、七〇〇	Aに〇・〇一を乗じて得た額			
	三八					一、二〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇					
	一七					七九〇	五二〇	八七〇					
	一〇					六三〇	二九〇	四八〇					
	七					五四〇	二〇〇	三四〇					



		第六号 に掲げ る施設										
ものを ある アーチ 看板（						その他のもの						
	るもの	に設け	一時的	積一平	表示面							
表示面	月	つき一	トルに	方メー	積一平	表示面	月	つき一	トルに	方メー	積一平	占用面
			一、九〇〇						一、九〇〇			
			三八〇						三八〇			
			一七〇						一七〇			
			九六						九六			
			六七						六七			

際し、 催しに の他の 縁日そ 祭礼、	標識		除く。		
	年	つき一 一本に	年	つき一	積一平
一九〇		二、三〇〇		〇	一九、〇〇
三八		九五〇			三、八〇〇
一七		六三〇			一、七〇〇
一〇		五〇〇			九六〇
七		四四〇			六七〇

							第七條 第一號 に掲げ る物件			
幕（第 七條第 四號に 掲げる						旗ざお				
祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に掲げ						その他 のもの		一時的 に掲げ るもの		
日						月		日		
積一平						つき一		一本に		
方メー						一、九〇〇				
トルに						三八〇				
一七						一七〇				
一〇						九六				
七						六七				

占用面	アーチ		工事用施設で あるもの を除く。 )				
	その他 のもの	るもの	横断す 車道を	一基に つき一 月	トルに つき一 月	その他 方メー 積一平 その面	るもの
	九、七〇〇	○	一九、〇〇	一、九〇〇			
一、九〇〇		三、八〇〇	三八〇				
八七〇		一、七〇〇	一七〇				
四八〇		九六〇	九六				
三四〇		六七〇	六七				



		第七号		第七号		第七号	
の		の		の		の	
上空に設けるも		地下（トシネ		ルの上		の地下を除く。）に設けるもの	
の		の		の		の	
階数が		一のも		階数が		二のも	
の		の		の		の	
階数が		の		の		の	

Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
	て得た額	て得た額	て得た額
	一三を乗じ	一五を乗じ	一七を乗じ
	一五を乗じ	一七を乗じ	一九を乗じ
	二四を乗じ	二四を乗じ	二四を乗じ

る 施 設 に 掲 げ	第 七 条 第 十 号	建 築 物	る 施 設 に 掲 げ	第 七 条 第 九 号	建 築 物	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	設 け る も の
								三 以 上 の も の
年 つ き	方 メ ー ト ル に	積 一 平	占 用 面	積 一 平	占 用 面	積 一 平	積 一 平	
A に ○ ・ ○	A に ○ ・ ○ 二 四 を 乗 じ て 得 た 額	て 得 た 額	○ 九 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	て 得 た 額	一 三 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	A に ○ ・ ○ 一 を 乗 じ て 得 た 額
A に ○ ・ ○		得 た 額	一 を 乗 じ て	A に ○ ・ ○	て 得 た 額	一 五 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	
A に ○ ・ ○		て 得 た 額	一 二 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	て 得 た 額	一 七 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	
A に ○ ・ ○		て 得 た 額	一 四 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	て 得 た 額	一 九 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	
A に ○ ・ ○		て 得 た 額	一 七 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	て 得 た 額	二 四 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	

器具	第七条第十二号に掲げる	建築物	急仮設	げる応	号に掲	第十一	第七条	車場	動車駐	及び自	その他のもの
											トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
トンネルの上又											

Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	〇九を乗じて得た額	一を乗じて得た額	一二を乗じて得た額	一四を乗じて得た額	一七を乗じて得た額
			Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
			Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二七を乗じて得た額
			Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二七を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額
			Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二七を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇三七を乗じて得た額



設 げ る 施 号 に 掲 第 十 三 第 七 条		は高速自動車国 道若しくは自動 車専用道路（高 架のものに限る 。の路面下に 設けるもの	上空に設けるも の	その他のもの
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇	一三を乗じて得た額	Aに〇・〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇	一五を乗じて得た額	Aに〇・〇	
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇	一七を乗じて得た額	Aに〇・〇	
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇	一九を乗じて得た額	Aに〇・〇	
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇	二四を乗じて得た額	Aに〇・〇	

別表の備考第八号中「二平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 理由

社会経済情勢の変化に鑑み、指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する必要があるからである。